平成２４年（フ）第５１８１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目６番７―36号、開始決定時の住所大阪市東住吉区住道矢田１－９―17
破産者　オオノテントこと　大野　保男
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３９９号
大阪府池田市建石町８番30―207号
破産者　吉村　謙二
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６５号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―1314号
破産者　渡邊　啓次
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８２号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目７番２―503号
破産者　山本　優子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４０号
大阪府寝屋川市緑町22番６―302　東博方、住民票上の住所大阪府寝屋川市桜木町22番２―403号
破産者　中谷　政明
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３９号
大阪府松原市天美我堂７丁目517番地―２Ｄ号
破産者　竹内　良夫
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
堺市西区平岡町402番地１
破産者　森　　康二
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
和歌山県御坊市島237、住民票上の住所和歌山県御坊市薗178番地
破産者　近田タイヤ商会こと　近田　輝樹
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第６号
岡山県新見市大佐永富1357番地
破産者　大平　健一
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第３２４号
徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本216番地１、旧住所徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚68番地
破産者　宮崎　眞次
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
三重県松阪市下村町2592番地11
破産者　加藤　主税
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第７８号
北海道室蘭市白鳥台４丁目１番５―301号
破産者　小深田　薫
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
青森市大字荒川字筒井148番地１
破産者　石岡　好子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８０号
静岡市清水区江尻東１丁目１番30号
破産者　稲森　博文
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０７号
静岡市葵区北539番地の20、旧住所静岡県葵区瀬名川３丁目19番16号
破産者　西野　武司
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６６号
静岡市駿河区南安倍３丁目12番１号　ガーデニアガーデン南安倍201号、旧住所静岡市駿河区中野新田723番地の223
破産者　大垣　　稔
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６７号
静岡市駿河区南安倍３丁目12番１号　ガーデニアガーデン南安倍305号、旧住所静岡市駿河区中野新田723番地の223
破産者　大垣　早苗
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部